

○ 株式会社企業再生支援機構法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項 に規定する金融機関
- 二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項 に規定する農水産業協同組合
- 三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項 に規定する保険会社
- 四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項 に規定する貸金業者
- 五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号 の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）
- 六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

（設置）

第十五条 機構に、企業再生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（支援決定）

第二十五条 過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者であって、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（次に掲げる法人を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

- 一 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
 - 二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第三条第二項 に規定する派遣職員又は同法第十条第二項 に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人
- 2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生の計画（以下「事業再生計画」という。）を添付して行わなければならない。
- 3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項 に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十二条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付

して申込みをすることができる。

- 4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、再生支援をす
るかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中
小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交
付した認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援
をする旨の決定（以下「支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定
する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項
各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」
という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する
回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。
- 5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業
者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。
- 6 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業
者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 7 機構は、再生支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、主務大臣に
その旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 8 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大
臣及び第六十一条に規定する場合における同条の各省各庁の長（次項において「事業所管
大臣等」という。）に通知するものとする。
- 9 事業所管大臣等は、前項の規定による通知を受けた場合において、過剰供給構造（供給
能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見
込まれる事業分野の状態をいう。）その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して
必要があると認めるときは、第七項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。
- 10 支援決定は、機構の成立の日から二年以内に行わなければならない。ただし、機構があ
らかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、当該成立の日から二年六月以内に行
うことができる。

（買取申込み等の求め）

第二十六条 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者（以下「対
象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の
事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの（以下「関係金融機関等」
という。）に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間（以下「買取申
込等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債
権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（以下「買取申込み等」という。）を
するように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、
支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意（対象事業者に対する貸
付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構

に行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(出資決定)

第三十一条 機構は、買取決定又は第二十六条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしない旨の決定（以下「買取決定等」という。）を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定（次項及び第三十四条第一項第三号において「出資決定」という。）をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(決定の公表)

第三十四条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回を行ったとき。

二 買取決定等を行ったとき。

三 出資決定を行ったとき。

四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。

五 一の支援決定に係るすべての再生支援を完了したとき。

2 機構は、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定（支援決定の撤回を含む。）を公表しないことができる。

○ 株式会社企業再生支援機構法施行規則（抄）

（機構が決定を行ったときの公表事項）

第十五条 法第三十四条第一項 に規定する主務省令で定める事項その他の機構が公表しなければならない事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 支援決定を行ったとき。 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
 - イ 対象事業者の氏名又は名称
 - ロ 事業再生計画の概要
 - ハ 当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見
 - ニ 当該決定に係る事業所管大臣等の意見があったときは、その意見
 - ホ 買取申込み等期間
 - ヘ 回収等停止要請をしたかどうかの別
- 二 買取申込み等期間の延長の決定を行ったとき。 当該決定を行った旨及び次に掲げる事項
 - イ 対象事業者の氏名又は名称
 - ロ 延長した買取申込み等期間
 - ハ 当該延長した買取申込み等期間について回収等停止要請をしたかどうかの別
- 三 支援決定を撤回したとき。 当該撤回をした旨のほか、次に掲げる事項
 - イ 対象事業者の氏名又は名称
 - ロ 当該撤回の理由
- 四 買取決定等を行ったとき。 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
 - イ 対象事業者の氏名又は名称
 - ロ 買取りに係る債権の元本額
 - ハ 信託の引受けに係る貸付債権の元本額
 - ニ 当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見
- 五 出資決定を行ったとき。 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
 - イ 対象事業者の氏名又は名称
 - ロ 出資額（債務の株式化等による場合は、現物出資された債権の元本額）
 - ハ 取得する株式又は持分の種類、数及びその割合
 - ニ 当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見
- 六 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
 - イ 対象事業者の氏名又は名称
 - ロ 当該処分を行う債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとに、当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本額及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本額
 - ハ 当該処分を行う株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとに、当該処分時における対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びそ

の割合並びに処分後における対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合

ニ 当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見

ホ 当該決定に係る事業所管大臣等の意見があったときは、その意見

七 一の支援決定に係るすべての再生支援を完了したとき。当該完了をした旨のほか、次に掲げる事項

イ 対象事業者の氏名又は名称

ロ 当該対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格

2 前項第六号ロからホまで及び同項第七号ロに掲げる規定は、信託の引受けに係る債権又は株式若しくは持分については、適用しない。